

これまでのゾーニングの検討状況と今後の進め方について

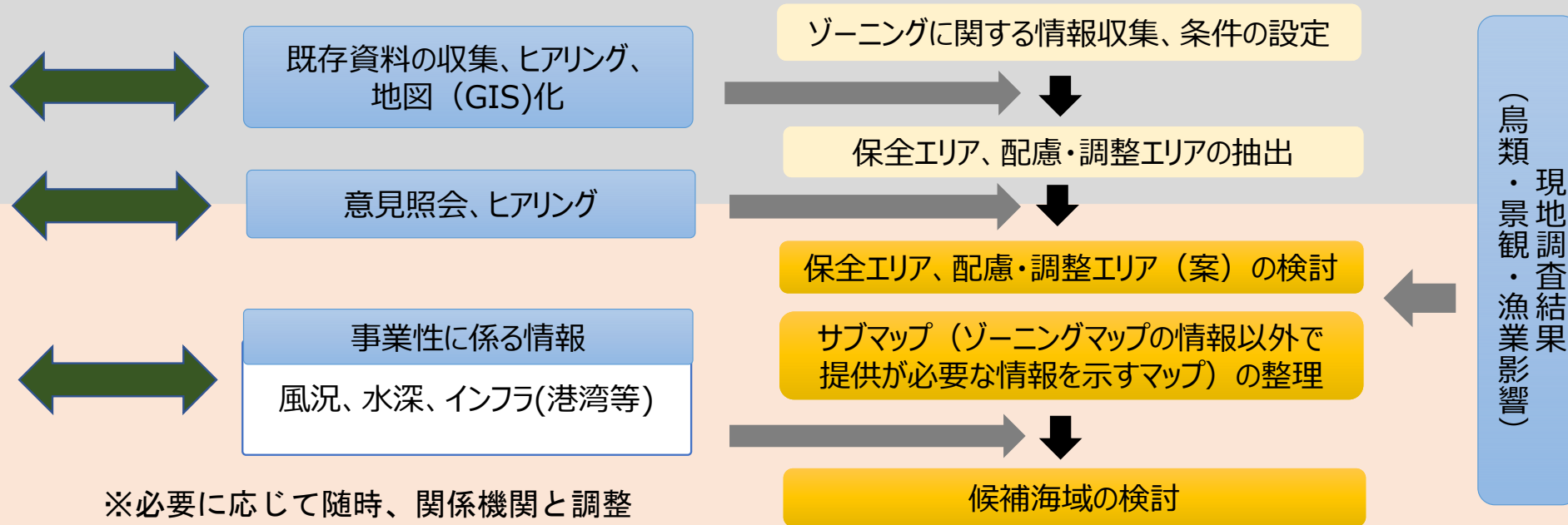
資料 7

令和元年度

令和2年度

洋上風力発電導入研究会

環境影響専門部会



候補海域について地域ごとの課題を検討するため、各地域の調整状況等を踏まえた上で「地域部会」を設置

【地域部会を設置する候補海域の選定条件】

- ① 「保全エリア」を除いた海域であり、一定規模の範囲で調整が可能と見込まれる広さがあること。
- ② 「新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査結果」において、以下の洋上風力発電の目安に該当する海域であること。
 着床式… 年平均風速6.5m/s以上、水深50m以下
 浮体式… 年平均風速8.0m/s以上、水深50m超200m以下
 ※上記は現時点での目安であり、該当しない場合でも今後の技術革新等により変動する可能性がある。
- ③ 事業者による事業化に向けた検討が一定程度進んでいると認められるなど、事業性が高いと考えられる海域であること。
- ④ 候補海域の地元の市町村、漁業関係者等の利害関係者から、地域部会を設置して検討することについて同意が得られること。

令和2年度

洋上風力発電導入研究会

環境影響専門部会

村上市・胎内市沖地域部会

配慮・調整エリアの検討

導入可能性検討エリア
(事業想定区域案)の決定

ゾーニングマップ及び報告書(案)
の取りまとめ

パブリックコメント

新潟市沖

その他の海域

- 新潟市沖の地域部会の立ち上げについては、現在、事業を検討している事業者が事業化の可能性について精査を行っているところであり、その結果や、新潟市及び利害関係者等との調整状況を踏まえて判断する。
- 現在、「地域部会を設置する候補海域の選定条件」①及び②の条件のみを満たしている海域については、その他の条件が満たされた場合は地域部会の設置を検討

令和3年度

- 地域部会の設置条件が満たされた場合は、新たな部会を設置・開催。必要に応じて研究会や環境影響専門部会を開催
- 村上市・胎内市沖については、再エネ海域利用法に基づく促進区域の有望な区域に選定された場合は国・県で設置する法定協議会において検討を行う。